

※ 旧AIU損害保険株式会社のお知らせになります。

ABNE160202

## AIUからのお知らせ

2016年6月1日

お客さま各位

AIU損害保険株式会社

### 「保険金支払検証会議の実施状況について」

弊社では保険金支払管理態勢をより強化する観点から、「保険金支払検証会議」を毎月開催しております。

「保険金支払検証会議」では、保険金をお支払いできないと判断した事案や、保険金をお支払いできないことに関して、お客さまから再確認などのお申し出があった事案について、保険金支払管理部門、社内各部門長および顧問医などが判断の適切性の検証を行い、その検証の結果、調査や確認が不十分・不適切であると判断された場合は、保険金支払部門へ具体的な指示を出し、再調査・再確認等を実施しております。

2015年12月、2016年1月、2月分として開催した「保険金支払検証会議」で取り上げられた新規検証対象案件数133件のうち、調査や確認が不十分・不適切であると判断された事案は8件でした。

弊社では、今後もこの「保険金支払検証会議」をはじめとする様々な取り組みを通じ、より適切な保険金支払管理態勢を構築してまいります。

#### 【検証事案の具体例】

保険種類	事案の種類	事案の概要	検証結果
自動車保険	保険金をお支払いすべきと判断した事案	書類返送の最終案内から2年以上経過して、搭乗者傷害保険と人身傷害保険の請求が行われた事案	すでに事故の受付がされている事案であり、再調査をしたところ、時効を援用し保険金をお支払いできないとした判断を不適切とし、支払の指示が行われた。
傷害保険	保険金をお支払いできないとする判断を適切とした事案	自動車内で七輪を使用し一酸化炭素中毒を起こし、傷害保険金の請求が行われた事案	窓を閉め切った状態で七輪を使用すれば、一酸化炭素中毒になる可能性が高いことは容易に想像でき、事故状況などから、保険約款の保険金を支払う場合に該当しないため、保険金をお支払いできないとした判断を適切とした。
火災保険	保険金をお支払いできないとする判断について追加確認の指示が行われた事案	家財と現金が盗難されたとして火災保険金の請求が行われた事案	犯人の進入経路が不明確でありかつご契約者が被害品を所有していたことの立証が不十分であること、事故発生前後の行動が不自然であることなどから、保険金を支払わないという判断をしていたが、盗難の外形的事実に対する確認が不十分であるとして保険金支払部門に対して追加確認の指示が行われた。

以上

最終更新日：2016/06/01 CO-000376